

文書番号

発簡年月日

（都道府県知事） 殿

（防衛大臣）
（陸上総隊司令官等） 印

処 分 要 請 書
（施設の管理）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第1項本文の規定に基づき、次
第103条第2項

のとおり施設の管理に係る処分を要請する。

種 類	
所在する場所	
管理する内容	
管理する期間	
管理する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「種類」の欄には、「病院」、「診療所」、「自動車整備工場」、「造船所(ドック又は引揚船台に限る。）」、「港湾施設(係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設に限る。）」、「航空機又は航空機用機器を整備するための施設(飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。）」、「自動車、船舶又は航空機に給油するための施設」のいずれかの該当するものを記載する。(例えば、「造船所(引揚船台)」、「港湾施設(係留施設)」、「航空機に給油するための施設」)
- 2 「所在する場所」の欄には、住所及び管理対象が明確になるような事項を記載する。

なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項の規定による処分については同項に規定する自衛隊の行動に係る地域内に、同条第2項の規定による処分については同項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
- 3 「管理する内容」の欄には、既に特定した施設を示す場合には、具体的な施設の名称及び管理する箇所(例えば、「 病院の 棟全部／棟 階から 階まで」)を、施設の数量などを示す場合には、具体的な施設の種類と数量(例えば、「ガソリンスタンドを (施設数を記入)」、「自動車整備工場を (施設数を記入)」)を記載する。
- 4 「管理する期間」の欄には、管理の開始及び終了の期日(終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日)を記載する。
- 5 「管理する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、施設の管理を行う目的、必要性等について記載する。
- 6 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注： 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する施設の管理が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。